

2 市町村毎訓練関係資料

令和元年度青森県原子力防災訓練(東通原子力発電所対象)における 安定ヨウ素剤緊急配布訓練について

1. 訓練の目的

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、原子力災害が発生し、安定ヨウ素剤配布・服用指示が出たことを想定し、避難の際の安定ヨウ素剤緊急配布訓練を行い、配布手順の確認による防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練日時

令和元年11月13日(水) 8:40～9:10

3. 訓練場所

東通村体育館

4. 訓練の内容及び進め方

○UPZ空路避難者に対し、安定ヨウ素剤の配布服用指示緊急配布場所において、安定ヨウ素剤(模擬品)を配布・服用させる。

- ・対象者：猿ヶ森、下田代、上田代、砂子又地区の避難者及び随行職員、後方支援職員
- ・予定人数：19名
- ・内容：①事前問診票の記入、②記入内容の確認、③配布・服用の手順を主に確認する。

○なお、本訓練は、UPZ空路避難訓練と連携して行う。

5. 参加機関

東通村

安定ヨウ素剤緊急配布訓練の流れ

里地区参加者は徒歩で東通村体育館へ集合
その他の地区参加者がバスで体育館へ到着
(予定：16名+職員3名)

8：40頃

誘導係が参加者の中へ誘導

【緊急配布の流れ】

- ①安定ヨウ素剤及び緊急配布等についての説明
(配布責任者)
- ②参加者の簡易問診票への記入
- ③簡易問診票のチェック (配布責任者)

Q1・Q2が「いいえ」
かつ、配布を希望

④配布
その場で服用

Q1・Q2のいずれかが
「はい」、または配布を
希望しない

④配布せず

バスへ誘導

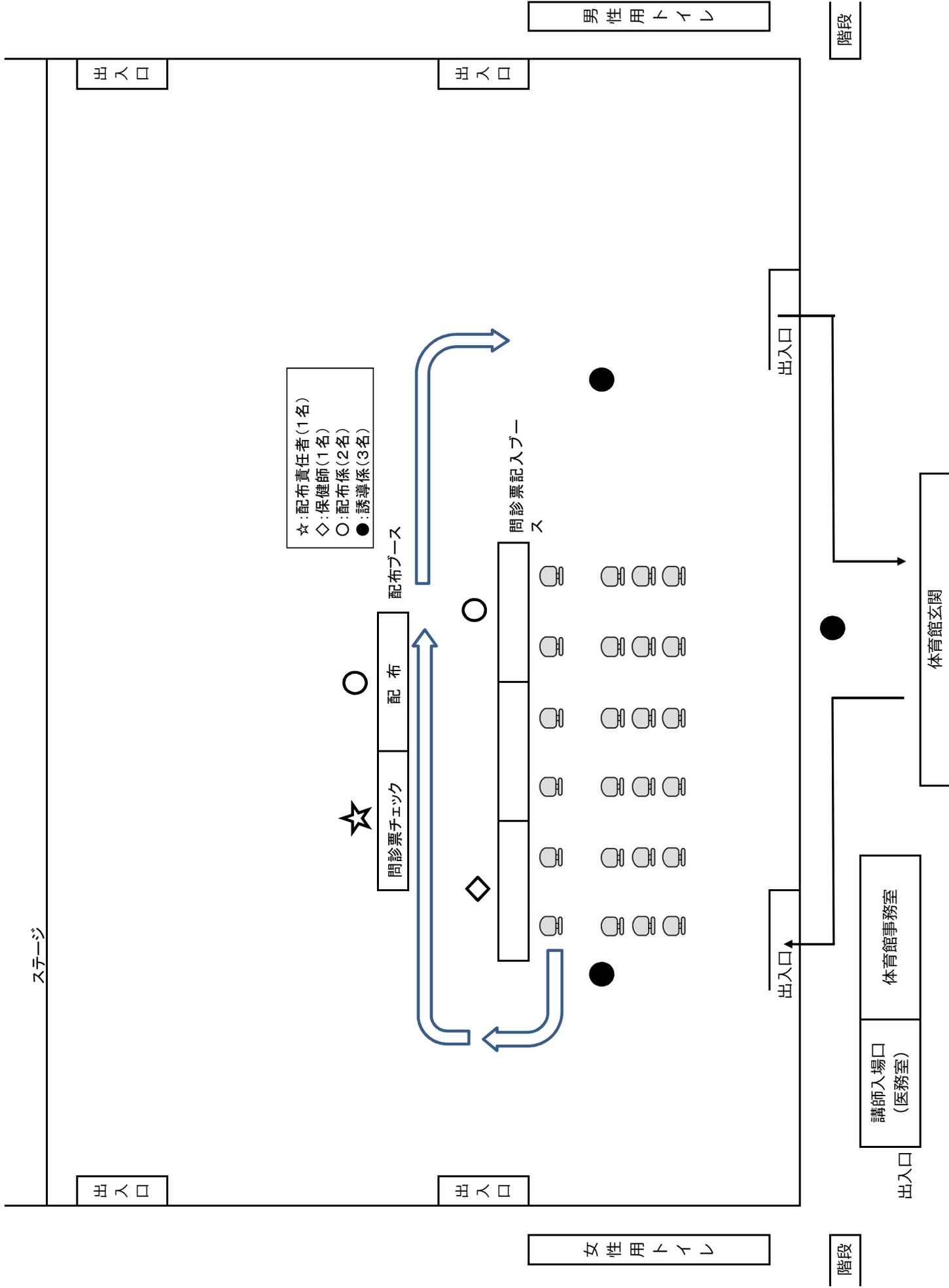
9：10頃

住民は関根浜港へ

配布責任者は、終了後、「東通村安定ヨウ素剤緊急配布実施要領」様式5「安定ヨウ素剤配布記録」に配布数等を記入し統括配布責任者へ報告する。
(本訓練では、会場で川上課長へ報告する)

※随行職員にも参加住民と同じように安定ヨウ素剤を配布してください。
※対応する職員も指示が出た時点で服用することになりますが、今回の訓練では省略します。

安定ヨウ素剤緊急配布訓練会場図(村体育館)



令和元年度青森県原子力防災訓練(東通原子力発電所対象)における 避難行動要支援者搬送訓練について

1. 訓練の目的

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、原子力災害が発生したことを想定し、避難行動要支援者の福祉車両による搬送訓練を行い、搬送手順の確認による防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練日時

令和元年11月13日(水)

避難行動要支援者搬送訓練 10:00～10:30

3. 訓練場所

南地区基幹集落センター

4. 訓練の内容及び進め方

○老部地区の避難行動要支援者(避難において支援が必要な方)を職員が模擬し、福祉車両による搬送訓練を実施する。

・使用車両:福祉車両×2台(東通村、横浜町)

・避難行動要支援者:車いす、寝たきり 各1名程度 ※市町村職員模擬

・内容:避難行動要支援者の福祉車両への乗車手順を確認し、乗車させ、施設を出発するところまでとする。

横浜町職員と協力し、車いすとストレッチャー各1台を福祉車両へ積載する。

○なお、本訓練は、他の訓練とは連携しない。

5. 参加機関

東通村、横浜町

令和元年度青森県原子力防災訓練(東通原子力発電所対象)における 住民に対する情報伝達訓練について

1. 訓練目的

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、原子力災害が発生したことを想定し、住民に対する情報伝達を行い、情報伝達方法の確認及び習熟を図り、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練時間

令和元年11月13日(水) 7:40～11:50

3. 訓練場所

東通村全域

4. 訓練の進め方

原子力災害が発生し、5km圏内、さらに30km圏内の一部の地区に避難指示が出されたことを想定し、関係機関とともに、次の区分により住民に対する情報伝達等を実施し、その方法等を確認する。

なお、住民に対する情報伝達訓練については、住民避難誘導訓練と連携し実施する。主に次の項目を実施し、その方法等を確認する。

○防災行政用無線による広報

実施機関：東通村

対象地域：村内全域（一部地区を限定）

※村内全域への防災行政用無線による広報はIP告知端末を連動

○原子力情報提供システム（メール配信）

実施機関：東通村

対象者：登録者全員

○エリアメール

実施機関：東通村

対象者：村内滞在者全員

○車両等による巡回広報（UPZ空路避難訓練対象地区）

実施機関：東通村、東通村消防団、東通消防署

対象地域：猿ヶ森、上田代、下田代、砂子又

○FAX及び電話による情報伝達

実施機関：東通村

対象施設：医療福祉施設、教育施設、農林水産団体、商工団体

5. 参加機関、参加施設

東通村、東通消防署、東通村消防団、医療福祉施設等

令和元年度原子力防災訓練（むつ市対象）実施要綱

1. 目的

東北電力(株)東通原子力発電所において、原子力災害が発生した場合に備え、住民への情報伝達及び住民避難訓練を実施し避難方法の検証を行うとともに、災害対策本部の運営等の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 日時

令和元年11月13日（水） 8時30分～13時30分

令和元年11月14日（木） 10時00分～12時00分

3. 主催 青森県・むつ市

4. 場所

- (1) 大畑地区【 関根橋、上野、本町、兔沢、正津川 】
- (2) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構青森研究開発センター 関根施設
- (3) 国立研究開発法人 海洋研究開発機構 むつ研究所
- (4) 大畑中央公園
- (5) 旧青森県立田名部高校大畑校舎
- (6) むつ市立奥内小学校

5. 参加機関・団体

- (1) 大畑地区町内会【 関根橋、上野、本町、兔沢、正津川 】
- (2) むつ市消防団大畑消防団
- (3) むつ市立奥内小学校
- (4) むつ市内放射線防護対策済社会福祉施設
- (5) 青森県
- (6) むつ市

6. 訓練想定

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、定格電気出力運転中に開閉所故障により外部電源を喪失する事態が発生する。原子炉注水機能の喪失により全面緊急事態に至った後、原子炉格納容器圧力がベント実施圧力に到達したため、ベントを実施し、環境中に放射性物質が放出する。

7. 訓練項目

- (1) 広報訓練
- (2) 屋内退避・住民避難訓練
- (3) 安定ヨウ素剤配布訓練

- (4) 避難退域時検査・簡易除染訓練
- (5) 海路・空路避難訓練
- (6) 要配慮者避難訓練
- (7) 救助救出訓練
- (8) 放射線防護設備稼働訓練
- (9) 社会福祉施設屋内退避・通報連絡訓練

8. 各訓練項目の概要

(1) 広報訓練

実施日 令和元年11月13日(水) 9:00~13:00

実施場所 大畑地区【 関根橋、上野、本町、兔沢、正津川 】

参加団体 むつ市消防団大畑消防団

概要 原子力災害時の広報活動の実施

(2) 屋内退避・住民避難訓練

実施日 令和元年11月13日(水) 9:00~13:00

実施場所 大畑地区【 関根橋、上野、本町、兔沢、正津川 】

参加団体 大畑地区町内会(原発30km圏内)【 関根橋、上野、本町、兔沢、正津川 】

概要 大畑地区を対象に原子力災害時の避難訓練を実施

(3) 安定ヨウ素剤配布訓練

実施日 令和元年11月13日(水) 9:30~10:00

実施場所 住民避難バス車内

参加団体 大畑地区町内会(原発30km圏内)【 関根橋、上野、本町、兔沢、正津川 】

概要 避難訓練の参加者を対象に、安定ヨウ素剤配布訓練を実施

(4) 避難退域時検査・簡易除染訓練

実施日 令和元年11月13日(水) 8:30~13:30

実施場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター関根施設

参加団体 大畑地区住民、原子力関係事業所、青森県、むつ市

概要 大畑地区候補地にて、避難退域時検査及び簡易除染を実施

(5) 海路避難訓練

実施日 令和元年11月13日(水) 10:30~11:30

実施場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター関根施設

国立研究開発法人 海洋研究開発機構 むつ研究所

参加団体 大畑地区住民、海上自衛隊、青森県、むつ市

概要 避難訓練の参加者を対象に、船舶による海路避難を実施

(6) 要配慮者避難訓練

実施日 令和元年11月13日(水) 9:30~10:00

実施場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター関根施設

参加団体 原子力関係事業所、青森県、むつ市

概要 要配慮者の避難及び避難退域時検査支援を実施

(7) 救助救出訓練

実施日 令和元年11月13日(水) 11:35~11:55
実施場所 旧青森県立田名部高校大畑校舎
参加団体 下北消防本部
概要 原子力災害時に発生した土砂災害倒壊家屋からの救助訓練を実施

(8) 放射線防護設備稼働訓練

実施日 令和元年11月14日(木) 10:00~12:00
実施場所 むつ市立奥内小学校
参加団体 むつ市内奥内小学校、むつ市
概要 原子力災害時の児童の避難誘導及び放射線防護設備の稼働訓練を実施

(9) 社会福祉施設屋内退避・通報連絡訓練

実施日 令和元年11月14日(木) 10:00~12:00
実施場所 むつ市内放射線防護対策済社会福祉施設
参加団体 むつ市内放射線防護対策済社会福祉施設
概要 放射線防護対策済社会福祉施設における、原子力災害時の屋内退避及び通報訓練の実施

9. 中止判断と対応について

以下のいずれかの状況において、事前若しくは直ちに中止の判断を行う

- ・災害対策本部の設置を必要とする場合
- ・下北消防本部管内において、被害が発生している若しくは予想される場合
- ・訓練中に複数の重傷者以上の人身事故が発生した場合
- ・青森県が中止の判断をした場合

令和元年度原子力防災訓練（横浜町対象）実施要項

1. 訓練目的

東北電力（株）東通原子力発電所において、地震・津波の影響により原子力災害が発生したことを想定し、原子力災害対策に係る初動対応の充実、避難等の防護措置の対応強化、関係機関との通信連絡を実施し、横浜町地域防災計画（原子力編）の実効性の向上を図る。

2. 訓練実施日

令和元年11月13日（水）実動訓練

3. 実施場所

- (1) 横浜町役場及び関係施設
- (2) 横浜町大豆田地区（コミュニティーセンター和の里）
- (3) 東通OFC
- (4) 児童福祉施設（ちどり保育園、第二ちどり保育園）
- (5) あさひ幼稚園
- (6) 横浜小学校
- (7) 横浜中学校
- (8) 高齢者福祉施設（特別養護老人ホームなのはな苑、グループホームみほの、有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘）

4. 事故想定（自然災害＝有、放射性物質＝有）

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機において、定格電気出力運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生し、原子炉は自動停止。地震とその後発生した津波の影響により全交流電源と設備故障が発生し、原子炉注水機能及び原子炉除熱機能が不能となり、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態となる。

さらに、事態が進展し炉心損傷に至り、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

5. 訓練内容

11月13日 実動訓練

全面緊急事態への対応（住民避難等実動訓練）

横浜町の避難計画（原子力編）に基づき、UPZ内一部住民（大豆田町内

会) の屋内退避及び一時集合場所への避難等を行う。

① 原子力災害対策本部運営訓練

発電所の事故進展に応じ、災害対策本部を設置し、避難計画（原子力編）に基づく応急対策を実施するとともに、関係機関等との間で情報共有、調整を行う。

また、防災広報無線による住民への広報訓練を実施する。

② P A Z 内住民の避難

東通村へ応援要員を派遣し、福祉車両による避難行動要支援者の搬送訓練を実施する。

③ 避難地区広報活動訓練

役場職員による屋内退避及び避難指示広報訓練を実施する。

④ U P Z 内住民の屋内退避（大豆田町内会）

発電所から 3 0 km 圏内の大豆田地区住民の屋内退避訓練及び一時参集訓練を実施する。その際、参集者から聞き取りを行って事前問診票を作成し、安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。

⑤ 電話による通信連絡訓練

避難計画（原子力編）に基づき、発電所の事故進展に応じて、町内の児童福祉施設、小・中学校、社会福祉施設等を対象とした通信連絡訓練を行う。各施設の職員は、災害対策本部運営訓練と連動して防護対策の確認及び緊急時対応を図る。

6. 実働訓練の項目・時間

(1) 災害対策本部運営訓練	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
(2) 住民等防護措置訓練（大豆田町内会）	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0
① 広報訓練～屋内退避及び大豆田町内会館（和の里）への避難等	
② 原子力災害時医療訓練～安定ヨウ素剤（模擬）緊急配布	
(3) 福祉車両による避難行動要支援者搬送訓練(東通村)	8 : 3 0 ~ 1 4 : 0 0
(4) 児童福祉施設を対象とした通信連絡訓練	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
(5) 町内小・中学校を対象とした通信連絡訓練	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
(6) 社会福祉施設を対象とした通信連絡訓練	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0

7. 中止判断と対応について

別紙のとおり

令和元年度横浜町原子力防災訓練の中止の判断と対応について

1. 中止判断

(1) 訓練開始前

ア. 災害対策本部等を設置する必要がある場合→全訓練を中止

①台風の接近に伴い、町内で被害発生が予想される場合

②震度5弱以上の地震が観測され、警戒態勢、災害警戒本部、災害対策本部が設置された場合

③横浜町沿岸に津波警報が発表されて大規模な被害が予想され、災害対策本部が設置される場合

④県内の原子力施設において原子力災害が発生し警戒事態以上の事態に該当する場合

イ. 警報（波浪を除く）が発表されている、又は（訓練時間中に）発表されることが予測される場合

①北部上北消防本部管内において被害発生、又は被害発生が予測される場合

→全訓練を中止

②北部上北管内以外の地域で被害発生、又は被害発生が予測される場合

→状況に応じて中止の判断

ウ. ア以外で県内原子力施設に事故等が発生した場合

→事故状況に応じ、一部の訓練又は全訓練の中止を判断

(2) 訓練開始以降

ア. 災害対策本部等を設置する必要がある場合 → 全訓練を中止

イ. ア以外で県内原子力施設に事故等が発生した場合

→事故状況に応じ、一部の訓練又は全訓練の中止を判断

ウ. 訓練事故が発生した場合

①複数の重傷者以上の人身事故が発生した場合

→全訓練を中止

②①以外の人身事故が発生した場合

→事故状況に応じ、当該訓練又は全訓練の中止を判断

1 目的

東北電力（株）東通原子力発電所において原子力災害が発生した場合に備え、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図ることを目的とする。

2 実施日時

令和元年11月11日（月） 9：00～12：10

3 訓練実施場所

野辺地町目ノ越地区、目ノ越地区集会所、野辺地町役場

4 事故の想定

東通原子力発電所1号機が定格電気出力運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生及びその後発生した津波により、全交流電源が喪失する事態が発生、原子炉注水機能の喪失により全面緊急事態に至ったとの報告があった。

5 訓練項目

- (1) 原子力発電所から30km圏内の目ノ越地区住民の屋内退避訓練
 - ・UPZ内住民屋内退避訓練
 - ・UPZ内住民の一時移転訓練
 - 1 一時移転場所において参集者及び残留者名簿の作成訓練
 - 2 本部広報係との連絡調整訓練を実施
 - 3 屋内退避時の行動や服装、持出品の確認等
 - ・安定ヨウ素剤緊急配布訓練
 - 1 参集した住民に対する安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布
- (2) 緊急時通信連絡訓練
 - ・防災広報無線による住民への広報訓練
- (3) 災害時要援護者避難訓練
 - ・避難地区の災害時要援護者を一時避難所までの搬送訓練
- (4) 避難地区広報活動訓練
 - ・野辺地消防署員、消防団員による屋内退避及び避難指示広報訓練
 - ・住民の避難完了後、毎戸訪問し残留者名簿の作成訓練

6 訓練の中止

- ・訓練の前日あるいは訓練中に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、訓練を中止することとする。

7 参加機関（予定）

原子力規制庁、青森県、野辺地警察署、北部上北広域事務組合野辺地消防署、野辺地町消防団、野辺地町

令和元年度青森県原子力防災訓練（野辺地町対象） タイムスケジュール

実施日：令和元年11月11日（月）

	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30
事態推移 （原子力災害）	9:00 地震発生					
	警戒事態（AL事象）		施設敷地緊急事態（10条事象）		全面緊急事態（15条事象）	
緊急時通信連絡訓練 （広報訓練）						
住民避難訓練						

訓練項目	時間	場所	訓練内容	係員
緊急時通信連絡訓練 （広報訓練）	9:15 10:00 11:00	野辺地町役場	①防災行政無線での広報 （警戒事態） ・目ノ越地区へ防災行政無線で警戒放送 （施設敷地緊急事態） ・目ノ越地区へ防災行政無線で屋内退避指示放送 （全面緊急事態） ・目ノ越地区へ防災行政無線で退避指示放送	防災安全課 総務課
	9:50 10:00 11:00	目ノ越集会所 目ノ越地区	②広報車での広報及び巡回 ・係員は目ノ越集会所に集合、広報活動説明 ・目ノ越地区を2班で広報車両により、「屋内退避指示」の広報活動 ・目ノ越地区を2班で広報車両により、「避難指示」の広報活動 ・目ノ越集会所で把握した避難者名簿を基に、2班で残留者世帯を訪問する。 ・訪問終了後、目ノ越集会所に集合し、防災安全課員に報告する。 ・防災安全課員は、残留者数を役場指揮本部（駒井課長）に連絡する。	防災安全課 消防署員2名 消防団員4名
住民避難訓練	10:45 11:00	目ノ越集会所	・係員は目ノ越集会所に集合 ①福祉車両を活用した要配慮者搬送訓練 ・福祉車両を使って要配慮者（町民）の搬送を行う。 ・搬送は要配慮者宅から目ノ越集会所へ ②住民避難訓練 ・住民が目ノ越集会所に避難（徒歩又は自家用車） ・地区対象者名簿で避難者を確認し、避難者名簿を作成する。 ・避難者は、避難者カードに記入する。 ・避難者数を指揮本部（駒井課長）に連絡する。 ③安定ヨウ素剤（模擬）緊急配布訓練 ・避難者は、安定ヨウ素剤簡易問診票兼受領書に記入する。 ・安定ヨウ素剤の緊急配布実施要領に基づき行う。	防災安全課 介護・福祉課 健康づくり課
	12:10	目ノ越集会所	訓練終了	

令和元年度青森県原子力防災訓練（六ヶ所村実施分）実施要綱

1. 対象施設

東北電力(株)東通原子力発電所

2. 訓練目的

東北電力(株)東通原子力発電所において原子力災害が発生した場合に備え、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

3. 実施日

令和元年 11 月 11 日（月）～13 日（水）

4. 事故想定

- (1) 東通原子力発電所が定格電気出力運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生し、原子炉は自動停止。
- (2) 地震とその後発生した津波の影響により全交流電源喪失と設備故障が発生し、原子炉注水機能及び原子炉除熱機能が不能となり、全面緊急事態となる。
- (3) 事態が進展して炉心が損傷し、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

5. 訓練項目

(1) 前段訓練【11月11日】

災害対策本部設置運営訓練

内容： 災害対策本部要員を対象に、本部立上げ訓練を実施する。また、本部立上げ後は、災害対策本部員による災害対策本部会議等の運営訓練を実施する。

時間： 10：00～16：00

場所： 役場大会議室等

(2) 後段訓練【11月13日】

①住民防護措置訓練

今年度は、主に泊地区住民を対象として実施する。

ア) 津波災害時における住民避難訓練

内容： 地震及び津波による、緊急避難場所までの避難訓練を実施する。

時間： 13：30～14：00

場所： 六ヶ所村立泊小学校

イ) 原子力災害時における住民避難訓練

内容： 全面緊急事態の発生を受け、泊地区に一時集合場所を開設するとともに、同地区に一時移転を指示し、一時集合場所の運営及び安定ヨウ素剤の緊急配付訓練を実施する。

なお、安定ヨウ素剤の緊急配布訓練終了後、屋内退避に係る研修

会を実施する。

時間： 13：30～15：00

場所： 六ヶ所村立泊小学校

ウ) 放射線防護対策施設における屋内退避訓練

内容： 放射線防護対策を実施した泊小学校において、設備の操作訓練及び配備資機材を活用した屋内退避訓練を実施する。

時間： 13：30～15：00

場所： 六ヶ所村立泊小学校

エ) 在宅介護者の搬送訓練

内容： 福祉車両を活用し、在宅介護者（職員が模擬）を放射線防護対策施設に搬送し、放射線防護対策施設において受け入れを行う。

時間： 13：30～15：00

場所： 六ヶ所村立泊小学校

②住民への広報訓練

内容： 防災行政用無線、広報車、フェイスブック、ロックTVを活用し、事故情報や防護措置に係る住民広報を実施する。

時間： 13：30～15：00

場所： 村内全域

③UPZ圏内の学校を対象とした防護措置訓練

内容： 屋内退避等の防護措置訓練を実施する。

時間： 13：30～14：30

場所： 六ヶ所村立泊小学校

④社会福祉施設等の屋内退避訓練【実施主体は社会福祉施設】

内容： 放射線防護対策工事を実施した社会福祉施設において、通信連絡及び設備の操作訓練を実施する。

時間： 10：00～11：30

場所： 特別養護老人ホーム貴宝園、特別養護老人ホームぼんてん荘

